

久留米広域合併協議会(第18回)議案等

《報告事項》

報告第26号	第17回協議会以降の協議会活動について	P 1 ~ 2
報告第27号	福岡県知事への廃置分合申請について	P 3 ~ 5
報告第28号	久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について	P 6 ~ 12

《議案》

第59号議案	平成16年度久留米広域合併協議会暫定予算の専決処分について	P 13 ~ 14
第60号議案	平成15年度久留米広域合併協議会決算	P 15 ~ 21
第61号議案	平成16年度久留米広域合併協議会事業計画	P 22
第62号議案	平成16年度久留米広域合併協議会予算	P 23 ~ 24

報告第26号

第17回協議会以降の協議会活動について

第17回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月26日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第17回協議会以降の協議会活動について

《会議》

4月21日 合併協議会幹事会(第18回) 平成15年度協議会決算(案)
平成16年度協議会事業計画(案)・予算(案)
協議会(第18回)開催要領(案)など

《専門部会、分科会活動》 前回報告以降分

第17回協議会以降、2分科会・14WGが開催されました。
主に合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

2月26日 戸籍・住民分科会住基WG
2月27日 電算調整会議、保健医療WG
3月2日 保健情報システムWG
3月3日 収納消し込みシステムWG
3月4日 戸籍・住民分科会戸籍WG、戸籍・住民分科会住基WG
3月11日 戸籍・住民分科会住基WG
3月15日 保健情報システムWG
3月17日 固定資産システムWG
3月18日 戸籍・住民分科会住基WG
3月19日 土木分科会
3月23日 交通安全WG
3月24日 保健医療WG
3月25日 保健情報システムWG
4月15日 保健情報システムWG

報告第27号

福岡県知事への廃置分合申請について

福岡県知事への廃置分合申請について、別紙のとおり報告する。

平成16年4月26日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

福岡県知事への廃置分合申請について

【廃置分合申請に係る経過】

合併協定調印式

日 時：平成16年3月20日（祝）午後2時から

場 所：久留米ビジネスプラザ アルカディアホール

出席者：180人

（福岡県合併支援室長、久留米広域合併協議会委員、各市町議会議員、各市町関係者など）

廃置分合の申請に伴う関連議案の議決（可決）

議決日：久留米市・北野町・城島町・三潨町 3月定例議会本会議 3月25日（木）

田主丸町 臨時議会 3月27日（土）

- 議 案：1．久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潨郡城島町及び三潨郡三潨町の廃置分合について
- 2．久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潨郡城島町及び三潨郡三潨町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 3．久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潨郡城島町及び三潨郡三潨町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について
- 4．久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潨郡城島町及び三潨郡三潨町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について

協議書の調印及び告示

協議書の調印日：平成16年3月30日（火）

告示日：平成16年3月31日（水）

廃置分合(合併)申請書の提出

期 日：平成16年4月22日（木）

場 所：福岡県庁 8階特別会議室にて

16 合 第 8号
16 総 行第 38号
16 企 合第 7号
16 城 合第 11号
16 三企合第 22号
平成16年4月22日

福岡県知事 麻 生 渡 殿

久留米市長 江 藤 守 國

田主丸町長 馬 田 博

北野町長 秋 吉 喜一郎

城島町長 佐 藤 利 幸

三漕町長 砂 山 惣 吉

久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三漕郡城島町 及び同郡三漕町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年2月5日から浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三漕郡城島町及び同郡三漕町を廃し、その区域を久留米市に編入することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 第1 合併予定年月日
- 第2 廃置分合を必要とした理由
- 第3 合併協定書
- 第4 新市建設計画
- 第5 議会の議決書及び会議録の写し
- 第6 協議書の写し
- 第7 現況表
- 第8 その他関係資料

報告第 28 号

久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について

久留米広域合併協議会財務規程を別紙のとおり改正したので報告する。

平成 16 年 4 月 26 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

久留米広域合併協議会財務規程の一部を改正する規程

久留米広域合併協議会財務規程の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

(暫定予算)

第5条の2 会長は、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製する必要があると認めるときは、その旨を1市4町の長と協議しなければならない。

2 前項の協議により協議会に係る暫定予算とすべき額を決定したときは、会長は暫定予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

3 暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 第4条第2項の規定は、第2項の規定により暫定予算が協議会の承認を得た場合に準用する。

(会長の専決処分)

第5条の3 協議会が成立しないとき、又は協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、前条第2項に規定する協議会の承認を得るべき予算を処分することができる。

2 前項の規定により予算を処分したときは、会長は、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに1市4町の長に送付しなければならない。

3 第1項の規定による処置については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めるものとする。

別表第1(第6条関係)中

「

款	項
1 負担金	1 負担金
2 手数料	1 手数料
3 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

」

を

「

款	項
1 手数料	1 手数料

2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

」

に改める。

附 則

この規程は、平成16年3月31日から施行する。ただし、改正後の別表第1は、平成16年度以降の予算について適用する。

久留米広域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米広域合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、久留米広域合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度等)

第2条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度の例による。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

(歳入歳出予算)

第3条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

2 協議会の歳入歳出予算は、久留米市、田主丸町、北野町、城島町及び三潴町(以下「1市4町」という。)の負担金及びその他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

第4条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第5条 会長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、その旨を1市4町の長と協議しなければならない。

2 前項の協議により既定の予算に追加その他の変更を加えることとなったときは、会長は、補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

3 会長は、前項の補正予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(暫定予算)

第5条の2 会長は、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製する必要があると認めるときは、その旨を1市4町の長と協議しなければならない。

2 前項の協議により協議会に係る暫定予算とすべき額を決定したときは、会長は暫定予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

3 暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

4 第4条第2項の規定は、第2項の規定により暫定予算が協議会の承認を得た場合に準用する。

(会長の専決処分)

第5条の3 協議会が成立しないとき、又は協議会を招集する暇がないと認めるときは、会長は、前条第2項に規定する協議会の承認を得るべき予算を処分することができる。

2 前項の規定により予算を処分したときは、会長は、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに1

市4町の長に送付しなければならない。

3 第1項の規定による処置については、会長は、次の協議会においてこれを報告し、その承認を求めるものとする。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第6条 歳入予算は、別表第1の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。

2 歳出予算は、別表第2の款及び項に区分して編成し、それに従って執行しなければならない。

3 予算の編成その他必要があるときは、歳出に係る項について、別に定めるところにより節及び細節を設けることができる。

4 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める款及び項のほか新たに款及び項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会の歳入歳出に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて現金の出納、保管その他会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第9条 予算の流用及び予備費の充用をするときは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査に付した後、協議会の会議の認定を受けなければならない。

2 会長は、前項の決算が協議会の会議の認定を受けたときは、当該決算の写しを1市4町の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手續)

第11条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 予算流用・予備費充用伺簿

(3) 収入票・支出決定伺綴

(4) 金銭出納簿又は預金通帳

(5) その他必要な簿冊

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の市又は町の例に準拠し、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1 は、平成 16 年度以降の予算について適用する。

別表第1（第6条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 手数料	1 手数料
2 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 預金利子
	2 雑入

別表第2（第6条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費
	2 事務局費
2 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費

第 5 9 号議案

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会暫定予算の専決処分について

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会暫定予算について、専決処分したので別紙のとおり報告し、承認を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

平成16年度 久留米広域合併協議会歳入歳出暫定予算(4月・5月)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額	区分		説明
			節	金額	
1.手数料		1			
	1.手数料	1	手数料	1	複写等手数料
2.繰越金		2,428			
	1.繰越金	2,428	繰越金	2,428	繰越金
3.諸収入		2			
	1.預金利子	1	預金利子	1	
	2.雑入	1	雑入	1	雑入
歳入合計		2,431			

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額	区分		説明
			節	金額	
1.運営費		1,050			
	1.会議費	403	報酬	165	協議会委員報酬 165
			旅費	23	費用弁償 23
			需用費	32	消耗品費 10
					食糧費 18
					印刷製本費 4
			委託料	63	会議録作成 63
			使用料及び 賃借料	120	会場借上料 120
	2.事務局費	647	旅費	243	費用弁償 127
					旅費 116
			需用費	60	消耗品費 20
					燃料費 20
					印刷製本費 20
			役務費	20	通信運搬費 20
			使用料及び 賃借料	314	自動車借上料 130
					有料道路利用料 4
					機器等借上料 180
			負担金、補助金 及び交付金	10	会議等出席負担金 10
2.事業費		1,081			
	1.事業費	1,081	需用費	370	消耗品費 40
					印刷製本費 330
			委託料	711	新市例規策定業務委託 525
					広報紙配送 154
					ホームページ更新 32
3.予備費		300			
	1.予備費	300			
歳出合計		2,431			

第 6 0 号議案

平成 1 5 年度 久留米広域合併協議会決算

平成 1 5 年度久留米広域合併協議会歳入歳出決算について、久留米広域合併協議会財務規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり認定を求める。

平成 1 6 年 4 月 2 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算書

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

歳入決算額 56,219,723 円

歳出決算額 29,981,144 円

歳入歳出差引残額 26,238,579 円

〈歳入〉

(単位:円)

款	項	予 算 現 額				調定額	収入済額	収入未済額	備 考
		当初予算額	補正予算額	計	節 金 額				
1.負担金		#REF!		#REF!		#REF!	34,000,000	#REF!	
	1.負担金	#REF!		#REF!	構成市町協 議会負担金	#REF!	34,000,000	#REF!	久留米市負担金 #REF! 田主丸町負担金 #REF! 北野町負担金 #REF! 城島町負担金 #REF! 三潆町負担金 #REF!
2.手数料		1,000		1,000		0	0	0	
	1.手数料	1,000		1,000	手数料	0	0	0	
3.繰越金		#REF!		#REF!		22,219,073	22,219,073	0	
	1.繰越金	#REF!		#REF!	繰越金	#REF!	22,219,073	0	
4.諸収入		2,000		2,000		650	650	0	
	1.預金利子	1,000		1,000	預金利子	650	650	0	預金利子 650
	2.雑入	1,000		1,000	雑入	0	0	0	
歳入合計		#REF!	0	#REF!		#REF!	56,219,723	#REF!	

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

(歳出)

(単位:円)

款	項	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考	
		当初予算額	補正予算額	流用増減	計	節 金額				
1.運営費		#REF!			#REF!		9,015,240	#REF!		
	1.会議費	#REF!			#REF!					
						報酬	2,860,000	2,420,000	440,000	委員報酬 2,420,000
						報償費	57,000	4,935	52,065	研修謝礼 4,935
						旅費	141,000	105,720	35,280	費用弁償 105,720
										委託料へ流用 (213,000)
										使用料へ流用 (28,000)
						需用費	591,000	540,059	50,941	消耗品費 111,174
										食糧費 341,490
										印刷製本費 87,395
										委託料へ流用 (210,000)
						委託料	1,179,000	1,178,625	375	会議録作成 1,178,625
										費用弁償より流用 (213,000)
										印刷製本費より流用 (210,000)
						使用料及び 賃借料	1,228,000	1,226,901	1,099	会場借上料 1,226,901
										費用弁償より流用 (28,000)

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考	
		当初予算額	補正予算額	流用増減	計	節 金額				
1.運営費	2.事務局費	#REF!			#REF!	報酬	11,000	11,000	0	監事報酬 11,000 消耗品費より流用 (11,000)
						共済費	213,000	0	213,000	
						賃金	1,526,000	0	1,526,000	
						旅費	1,405,000	545,590	859,410	費用弁償 1,720 消耗品費より流用 (2,000)
						需用費	809,000	652,450	156,550	旅費 543,870 消耗品費 402,112 報酬へ流用 (11,000) 費用弁償へ流用 (2,000) 通信運搬費へ流用 (40,000)
						役務費	190,000	178,400	11,600	燃料費 41,351 食糧費 280 印刷製本費 208,707 修繕費 0 使用料へ流用 (100,000)
						使用料及び賃借料	2,147,000	2,146,560	440	通信運搬費 178,400 消耗品費より流用 (40,000) 手数料 0
						負担金、補助及び交付金	53,000	5,000	48,000	自動車借上料 747,995 事務用機器借上料 1,076,040 複写機使用料 305,925 有料道路等利用料 10,600 会場借上料 6,000 修繕費より流用 (100,000) 負担金より流用 (7,000)
										会議参加負担金 5,000 負担金へ流用 (7,000)

平成15年度 久留米広域合併協議会歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額					支出済額	不用額	備 考	
		当初予算額	補正予算額	流用増減	計	節 金額				
2.事業費		43,093,000			43,093,000		20,965,904	22,127,096		
	1.事業費	43,093,000			43,093,000	旅費	1,132,000	63,090	1,068,910	費用弁償 63,090
						需用費	10,839,000	3,647,523	7,191,477	消耗品費 142,449 食糧費 147,775 印刷製本費 3,357,299 委託料より流用 (86,000)
						役務費	1,000,000	63,000	937,000	広告料 63,000
						委託料	29,762,000	17,070,491	12,691,509	システム統合支援 4,202,520 新市例規策定支援 2,100,000 合併調印式 1,466,049 懸垂幕・立看板作製 466,725 パンフレット・スライド作成 5,880,000 広報紙配送 2,766,197 ホームページ管理・更新 189,000 印刷製本費へ流用 (86,000)
						使用料及び賃借料	360,000	121,800	238,200	自動車借上料 121,800
3.予備費		#REF!			#REF!		0	#REF!		
	1.予備費	#REF!			#REF!		0	#REF!		
	歳出合計	#REF!	0		#REF!		29,981,144	#REF!		

平成16年4月19日

久留米広域合併協議会
会長 江藤守國 様

久留米広域合併協議会

監事 榎原政則 印

監事 田中義一 印

平成15年度 会計監査報告

久留米広域合併協議会規約第15条第1項及び同財務規程第10条第1項の規定に基づき、久留米広域合併協議会の平成15年度決算について、関係帳簿、証拠書類及び預金通帳等により会計監査を行った結果、正確かつ適正であったことを報告します。

第 6 1 号議案

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会事業計画

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会事業計画を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会事業計画

- 1 合併準備事業
新市例規策定業務等
- 2 住民への情報提供
「合併協議会だより」、「啓発冊子」等の発行
ホームページの運営
懸垂幕、看板、ポスター及びその他広告
- 3 その他
国、県及び他団体等との調整
その他必要な事業

平成 1 6 年 4 月 2 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第 6 2 号議案

平成 1 6 年度 久留米広域合併協議会予算

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会予算を次のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 1 6 年度久留米広域合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 6 , 2 4 1 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 1」のとおりとする。

平成 1 6 年 4 月 2 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

平成16年度 久留米広域合併協議会歳入歳出予算

(歳入)

(単位:千円)

款	項	金額	区分		説明
			節	金額	
1.手数料		1			
	1.手数料	1	手数料	1	複写等手数料
2.繰越金		26,238			
	1.繰越金	26,238	繰越金	26,238	繰越金
3.諸収入		2			
	1.預金利子	1	預金利子	1	
	2.雑入	1	雑入	1	雑入
歳入合計		26,241			

(歳出)

(単位:千円)

款	項	金額	区分		説明
			節	金額	
1.運営費		4,773			
	1.会議費	936	報酬	330	協議会委員報酬 330
			報償費	19	講師等謝金 19
			旅費	49	費用弁償 49
			需用費	172	消耗品費 20
					食糧費 144
					印刷製本費 8
			委託料	126	会議録作成 126
			使用料及び賃借料	240	会場借上料 240
	2.事務局費	3,837	報酬	22	監事報酬 22
			旅費	1,128	費用弁償 129
					旅費 999
			需用費	570	消耗品費 110
					燃料費 110
					食糧費 50
					印刷製本費 200
					修繕料 100
			役務費	120	通信運搬費 110
					手数料 10
			使用料及び賃借料	1,937	自動車借上料 715
					有料道路利用料 22
					機器等借上料 990
					機器使用料 200
					会議室使用料 10
			負担金、補助金及び交付金	60	会議等出席負担金 60
2.事業費		18,468			
	1.事業費	18,468	需用費	2,310	消耗品費 220
					印刷製本費 2,090
			役務費	3,000	広告料 3,000
			委託料	13,158	新市例規策定業務委託 1,575
					広報紙配送 1,266
					ポスター・横断幕等作成 3,783
					ホームページ更新等 534
					市民啓発冊子等作成委託 6,000
3.予備費		3,000			
	1.予備費	3,000			
歳出合計		26,241			